

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

2 8 （優先度 C 1）	
検討課題	議会図書室の管理及び運営（区立図書館との連携及び議会図書室の機能強化）
議会基本条例の条文	<p>（議会図書室）</p> <p>第 2 6 条 議会は、議会図書室（法第 1 0 0 条第 1 9 項に規定する図書室をいう。以下同じ。）に同項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料（電磁的記録を含む。）を収集し、及び保管するものとする。</p> <p>2 議会図書室の管理及び運営については、議長が別に定める。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 区立図書館との連携強化について</p> <p>（1）区議会事務局における図書・資料の借出し・返却 区立図書館が所蔵する図書・資料のうち、議会活動又は議員活動に関し必要なものについて、区議会事務局を借主とし、区議会事務局において借出し又は返却できるようにする。</p> <p>（2）議会図書室への特設コーナーの設置 区議会事務局は、適宜、あらかじめ選定したテーマに沿った図書・資料について、区立図書館蔵書のうち貸出し可能なものの中から借り出し、議会図書室内に特設コーナーを設置し、当該図書・資料を貸し出すものとする。設置期間は、2 週間を基本とする。 なお、テーマについては、各会派からの希望を踏まえ、事務局において議長と協議して決定する。</p> <p>（3）区議会事務局を通じたレファレンスサービスの利用 議会活動又は議員活動に関するレファレンスサービスについては、区議会事務局において受け付け、ひきふね図書館に照会し回答を得て、区議会事務局から回答する。</p> <p>2 議会図書室機能の電子化の推進 パソコン等で議会図書室の蔵書を行政課題ごとに体系的な検索ができるように、図書目録を電子化したリストを作成する。また、外部データベース等の活用については、検討課題 「タブレット端末の配布（ペーパーレス化）」の進捗に併せて検討を行っていく。</p> <p>3 一般利用の促進について 議会図書室は区民等も閲覧できることを周知する。また、会議録など議会独自の資料を閲覧しやすくするよう、図書室内の案内表示やレイアウト等を工夫し、利用者の利便性の向上に努め、一般利用の促進を図る。</p>
その他	